

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部生活支援課 No.001

処 分 名	生活保護の開始の申請に対する処分
処 分 の 概 要	生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するものです。申請後審査を経て、要件に該当すれば生活保護を決定し、生活保護費を支給します。 該当しない場合は、却下の決定を行います。
根拠法令等・条項	生活保護法（昭和 25 年号外法律第 144 号）第 24 条第 1 項～第 7 項、第 7 条、第 8 条
審 査 基 準	生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。また、扶養義務者の扶養や他の法律に定める扶助は、生活保護に優先されます。 その上で、生活保護の要否については、当該世帯について国が示した基準である最低生活費と、世帯員全員の収入額と対比し、最低生活費に不足する保護費を認定します。
標準処理期間	14 日（但し、扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には 30 日）
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	原則 第二庁舎 2 階生活支援課窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/seikatsushienka/gyomuanai/20/14534.html

■生活保護法

(申請による保護の開始及び変更)

第二十四条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

- 一 要保護者の氏名及び住所又は居所
- 二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係
- 三 保護を受けようとする理由
- 四 要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。)

五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。

5 第三項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。

6 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第三項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

7 保護の申請をしてから三十日以内に第三項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。

8～10 略

(申請保護の原則)

第七条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

(基準及び程度の原則)

第八条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部生活支援課 No.002

処 分 名	生活保護の変更の申請に対する処分
処 分 の 概 要	生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するものです。申請後審査を経て、要件に該当すれば保護変更を決定し、生活保護費を支給します。該当しない場合は、却下の決定を行います。
根拠法令等・条項	生活保護法（昭和 25 年号外法律第 144 号）第 24 条第 9 項、第 8 条
審 査 基 準	生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。また、扶養義務者の扶養や他の法律に定める扶助は、生活保護に優先されます。 その上で、生活保護受給世帯員の状況や、収入の変化に応じ、国が示した基準に沿った必要な保護を実施します。
標準処理期間	14 日（但し、扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には 30 日）
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 29 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	原則 第二庁舎 2 階生活支援課窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/seikatsushienka/gyomuaennai/20/14534.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■生活保護法

(申請による保護の開始及び変更)

第二十四条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一 要保護者の氏名及び住所又は居所

二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係

三 保護を受けようとする理由

四 要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。)

五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。

5 第三項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。

6 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第三項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

7 保護の申請をしてから三十日以内に第三項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。

8 略

9 第一項から第七項までの規定は、第七条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。

10 略

(基準及び程度原則)

第八条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部生活支援課 No.003

処 分 名	就労自立給付金の申請に対する処分
処 分 の 概 要	安定した職業に就いたことにより生活保護を必要としなくなった者に対して就労自立給付金を支給するものです。 申請後審査を経て、要件に該当すれば支給決定し、就労自立給付金を支給します。該当しない場合は、却下の決定を行います。
根拠法令等・条項	生活保護法（昭和 25 年号外法律第 144 号）第 2 条第 1 項、第 55 条の 4 第 1 項
審 査 基 準	福祉事務所長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する被保護者であって、厚生労働省令に定める安定した職業に就いたこと、その他厚生労働省令で定める事由により、保護を必要としなくなった者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金の支給を認定します。
標準処理期間	14 日（但し、調査に日時を要する等特別な理由がある場合には 30 日）
設 定 年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	原則 第二庁舎 2 階生活支援課窓口への提出
備 考	

■生活保護法

(無差別平等)

第二条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

(就労自立給付金の支給)

第五十五条の四 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある）被保護者であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなつたと認めたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。

2 前項の規定により就労自立給付金を支給する者（以下「支給機関」という。）は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

3 支給機関は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の支給機関に委託して行うことを妨げない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部生活支援課

No.004

処 分 名	住居確保給付金の申請に対する処分
処 分 の 概 要	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行う。また、同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、家計の改善に向けた支援を行う。 申請後、審査を経て、要件に該当すれば支給を決定し、住居確保給付金を支給する。該当しない場合は、不支給の決定を行う。
根拠法令等・条項	生活困窮者自立支援法（平成 25 年号外法律第 105 号）第 6 条第 1 項 生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年号外厚生労働省令第 16 号）第 10 条～第 18 条
審 査 基 準	I 家賃相当分の支給 次のいずれにも該当する者 1 イ) 離職等又はロ) やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること 2 イ) 離職等の場合は、申請日において、離職等の日から 2 年以内であること。ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児その他福祉事務所設置自治体がやむを得ないと認める事情により引き続き 30 日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を 2 年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が 4 年を超えるときは、4 年とする。又は ロ) やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること 3 イ) 離職等の場合は、離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと ロ) やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること 4 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること 5 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100 万円を超えないものとする。）以下であること 6 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、上記 2 ロ) に該当する者であって、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると福祉事務所設置自治体が認める場合は、申請日の属する月から起算して三月間（支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行う

ことが当該者の自立の促進に資すると福祉事務所設置自治体が認めるときは、六月間）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。

7 自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

8 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

Ⅱ 転居費用相当分の支給

次のいずれにも該当する者

1 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること

2 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること

3 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること

4 申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額（収入基準額）以下であること

5 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること

6 生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次のイ）又はロ）に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。

イ）転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれること。

ロ）転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

7 自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

8 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

標準処理期間	14 日
設 定 年 月 日	平成 31 年 4 月 1 日(最終改正：令和 7 年 4 月 1 日)
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎 2 階生活支援課窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/seikatsushienka/gyomuannai/20/5574.html
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■生活困窮者自立支援法 第六条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項各号に掲げるもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。 ■生活困窮者自立支援法施行規則 第十条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。 イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下「申請日」という。）において、離職した日又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して二年（当該期間に、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き三十日以上求職活動を行うことができなかった者については、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年））を経過していない者 ロ 第三条第二号に規定する場合 申請日の属する月において、第三条第二号に規定する状況にある者 二～五 略 第十一条 生活困窮者住居確保給付金は一月ごとに支給し、その月額 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額）とする。 一～二 略 2 略 第十二条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者が、申請日において第十条各号のいずれにも該当する場合は、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給する。ただし、支給期間中において生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が第十条各号（第一号を除く。）のいずれにも該当する場合であって、引き続き生

生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、三月ごとに九月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。

2 略

第十三条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式第一号）に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、都道府県等に提出しなければならない。

第十四条 都道府県等は生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者に対し、当該生活困窮者の就職を促進するために必要な支援（以下この条及び次条第一項において「就労支援」という。）を行うものとする。

2 略

第十五条 生活困窮者住居確保給付金は、当該生活困窮者が正当な理由がなく、就労支援に関する都道府県等の指示に従わない場合には、支給しない。

2 略

第十六条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職、第三条第一号に掲げる事由（当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。）若しくは同条第二号に掲げる事由により経済的に困窮した場合（生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している場合に限る。）又は第十二条第二項に規定する場合を除き、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。

第十七条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者（以下この条において「受給者」という。）が居住する住宅の賃貸人は、当該受給者に代わって生活困窮者住居確保給付金を受領し、その有する当該受給者の賃料に係る債権の弁済に充てるものとする。ただし、受給者が次の各号に定める方法により当該受給者が居住する住宅の賃料を支払うこととなっている場合であって、都道府県等が特に必要と認める場合は、この限りでない。

一～三 略

第十八条 この省令の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることができる者が、同一の事由により、法令又は条例の規定による生活困窮者住居確保給付金に相当する給付の支給を受けている場合には、当該支給事由によっては、生活困窮者住居確保給付金は支給しない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部生活支援課 No.005

処 分 名	進学・就職準備給付金の申請に対する処分
処 分 の 概 要	生活保護世帯の子どもが本人の希望を踏まえた選択に基づく進学又は就職による自立の助長に資する支援を図ることを目的として、進学・就職準備給付金を支給するものです。 申請後審査を経て、要件に該当すれば支給決定し、進学・就職準備給付金を支給します。該当しない場合は、却下の決定を行います。
根拠法令等・条項	生活保護法（昭和 25 年号外法律第 144 号）第 2 条第 1 項、第 55 条の 5 第 1 項
審 査 基 準	福祉事務所長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する被保護者であって、厚生労働省令に定める特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれる者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学準備給付金の支給を認定します。また、安定した職業に就くと見込まれる者に対して、就職準備給付金の支給を認定します。
標準処理期間	14 日（但し、調査に日時を要する等特別な理由がある場合には 30 日）
設 定 年 月 日	平成 31 年 4 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	原則 第二庁舎 2 階生活支援課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■生活保護法

(無差別平等)

第二条　すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

(進学・就職準備給付金の支給)

第五十五条の五　都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある）被保護者（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る）であって教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定教育訓練施設」という。）に確実に入学すると見込まれるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学・就職準備給付金を支給する。

2　前条第2項及び第3項の規定は、進学・就職準備給付金の支給について準用する。